

証券コード3392
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日: 2023年6月1日)

株 主 各 位

東京都足立区六町四丁目12番12号
デリカフーズホールディングス株式会社
代表取締役社長 大崎 善保

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。当社ウェブサイトへアクセスのうえ、IR資料室内の「株主総会」を選択し、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.delica.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記のほかにも東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。東証上場会社情報サービス（東証ウェブサイト）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「デリカフーズ」又は証券「コード」に「3392」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

お手数ながら、「書面（郵送）」又は「インターネット」（※）により2023年6月21日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

※インターネットによる議決権行使が可能となりました。お手続きについては、3～4ページをご参照ください。

敬 具

上記対応等につきまして、開催当日までの変更等はインターネット上の当社ウェブサイトにてご案内いたします。

記

1. 日 時 2023年6月22日(木曜日)午前10時
(受付開始時間は、午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番
御茶ノ水 ソラシティカンファレンスセンター 2階
sola city Hall (ソラシティホール)

※前回とは異なる場所での開催となりますので、ご注意のほど
宜しくお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第20期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監
査結果報告の件
 2. 第20期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)計算書類
報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をさ
れたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内
容を掲載させていただきます。

当日の健康状態に不安のある場合には、来場をお控えいただきますようお願い申
し上げます。また、満席となった場合には、ご来場いただきましても入場をお断り
することになりますので、予めご承知置きくださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、T L S暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年6月21日（水曜日）の午後5時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・ 議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/> において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・ スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

- ・ 電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

事業報告

(自 2022年4月1日)
至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染者数が断続的に増減を繰り返す中、行動制限の緩和による社会・経済活動正常化の動きが見られ、景気は緩やかな回復局面にある一方で、ロシアによるウクライナ侵攻等に起因したエネルギーや穀物等の価格上昇、為替相場の円安基調等の影響もあり、先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループの主要顧客である外食産業では、上記のとおり新型コロナウイルス感染症が収まりつつある中で需要が持ち直す傾向にあるものの、回復の足取りは業態ごとにばらつきが見られ、本格的な復調までには今しばらく時間を要する見通しです。加えて、資源価格や原材料価格の高騰、物流費や人件費の上昇の影響等もあり、厳しい事業環境が続いています。

このような状況の中、当社グループにおきましては、引き続き従業員やお取引先様等の感染防止を最優先としながらも、2021年5月に発表しました中期経営計画「Transformation 2024」での基本方針のひとつである「事業ポートフォリオの変革」として取引業種の裾野拡大を推進し、新たなお取引先様ニーズへの積極的な対応を進めてまいりました。

また、中期経営計画におけるその他の基本方針である「果物物流通インフラの構築」、「サステナビリティ経営の推進」につきましても、物流拠点新設計画の具体化やフードロスの低減、次世代人材の育成を目的とした人的資本投資の強化など、それぞれの施策を推し進めております。さらに、消費者向けミールキットを手掛ける楽彩株式会社、デリカフーズ長崎株式会社を中心に、B to C事業の拡充も推し進め、着実に成果も上がっております。

一方、仕入・在庫の厳格管理、廃棄ロスの削減、人員配置・物流の最適化などの効率運営を継続的に図り、収益体質の強化にも努めています。加えて、お取引先様への丁寧な説明を実施したうえでの売価改善の効果もあり、一部の輸入商材の高騰や原材料価格の上昇を受けた諸経費の上昇などの影響はありましたが、収益力の改善が顕著になっております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は過去最高の47,925百万円（前期比20.5%増）となりました。また、利益につきましても、営業利益は635百万円（前期は397百万円の営業損失）、経常利益は769百万円（前期は242百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は702百万円（前期は746百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）と前年対比で大きく回復しております。全項目とも黒字転化を果たしたのみならず、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益とも通期で過去最高益を更新し、コロナ禍の克服を果たしております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において1,033百万円の設備投資（有形固定資産及び無形固定資産を含む）を実施いたしました。主な内容は、次のとおりであります。

当連結会計年度中に取得した主要な設備

- ・連結子会社 建物・機械装置（デリカフーズ株式会社 広島センター）
- ・連結子会社 建物（デリカフーズ長崎株式会社 第二工場、第三工場改修）

(3) 資金調達状況

当社グループは設備投資及び借入金の返済等に必要な資金につき、自己資金のほか金融機関からの借入、第三者割当増資によって調達しております。

(4) 対処すべき課題

国内の青果物市場では、健康志向の高まりや少子高齢化、人手不足等を背景に小売・業務用ともにカット野菜・フルーツの需要が拡大するとともに、生産農家の減少や異常気象の頻発等により、消費者ニーズを捉えた青果物の流通加工と安定調達・供給がより重要になっています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大は、当社グループの主要取引先である外食産業に大きな影響を及ぼし、当社の業績にも少なからぬ影響を与えました。外食店舗の時短・閉店、インバウンドの激減、大型イベントの自粛、ECビジネス・デリバリー需要の増大等の変化は、新たな生活様式を誕生させ、そうした変化に対応したビジネスモデルの変革も求められております。

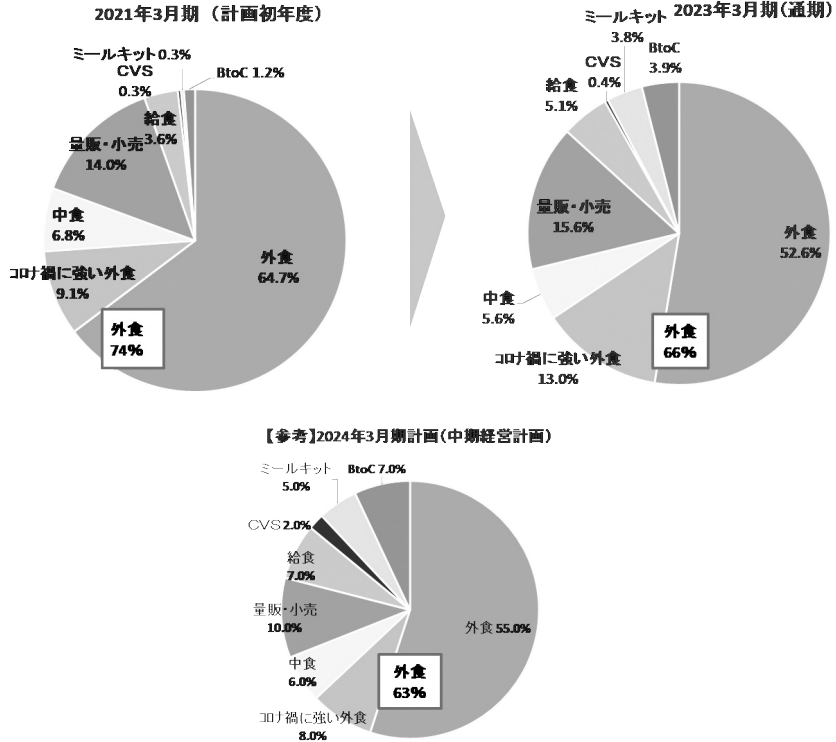
こうした中、当社グループでは、新しい経営理念である【Mission】、【Vision】、【Value】の下、グループの機能・経営資源を最大限に活用して新たな成長を遂げるために、中期経営計画「Transformation 2024」を推進中です。本計画の基本方針を踏まえた各種施策を推し進め、足元業績では売上高、経常利益とも過去最高を記録するなど、コロナ禍の克服を果たしております。今後も本計画を着実に実行すると同時に、グループの対処すべき喫緊の課題を以下のとおりとし、さらなる成長モデルを確立し、企業価値を高めてまいります。

①事業ポートフォリオの変革

新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、取引先業種の裾野拡大を図る観点から、外食の中でもコロナ禍に強い業態（テイクアウト、ドライブスルー、宅配・デリバリー、専門店等）との取引強化、外食以外の業種（中食、量販・小売、給食等）への販売拡大及びBtoC事業（「青果日和」：青果ボックス、フルーツボックス、スムージー等の宅配事業、「楽彩」：ミールキット販売事業）への展開を進めており、着実に成果が上がっております。

今後は、BtoC事業におけるさらなるシナジー発揮に向けた体制面・商品開発力・販売戦略の強化を図るほか、商品ラインアップの拡充にも努めてまいります。

【事業ポートフォリオの変遷】



②青果物流通インフラの構築

拡大・多様化するお取引先様のニーズに応えるため、原料調達機能の強化、工場設備の拡充・生産性向上、販路拡大を進めております。2023年4月に中国地方初の拠点として広島センターを開設したほか、大阪における新たなFSセンターも2024年3月の竣工を目指した建設計画が具体的に進行しております。加えて、契約農家からエンドユーザーまでの一貫した物流網についても、物流子会社であるエフエスロジスティックス株式会社において、「2024年問題」を踏まえた効率的かつきめ細かな体制整備を図っております。

また、2023年2月に発表したエア・ウォーター株式会社、株式会社ベジテックとの協業体制の実効性を高めることにより、上記の取り組みを一層加速させてまいります。

③サステナビリティ経営の推進

当社グループは持続的な成長を志向するとともに、持続可能な社会の実現に向け、以下のとおり幅広く取り組んでおります。

[天の恵みである野菜を100%使い切る]

- ・主力商品であるカット野菜は、真空加熱や冷凍などを含めた加工度を高めることで規格外野菜なども余すことなく製品化し、フードロスの低減を図りながら農業の生産拡大と野菜の消費拡大に寄与
- ・カット野菜の製造過程で発生する端材については、堆肥として利用するほか、自社商品（野菜の出汁となる「ベジブロード（商標登録申請中）」等）にも活用
- ・青果物流通時の鮮度保持に係る技術開発への取り組み

[地球環境問題への取り組み]

- ・世界共通の重要課題であるCO₂削減に向けた、製造現場及び物流現場での取り組み（工場への太陽光パネルの設置、ルート配送の効率化等）

[優しさと強さを兼ね備えた人財育成]

- ・個人の幸福と会社の繁栄を繋ぐ人財育成環境の構築をミッションとした「キャリア推進室」を設置し、新たに策定した経営理念・行動指針を共通認識として展開、従業員のキャリアプランに沿った研修制度を整備
- ・「女性活躍推進プロジェクト」を立ち上げて、女性目線での職場環境の改善、制度拡充を促進
- ・「国際人材室」を設置し、外国籍従業員、技能実習生が長期にわたり活躍できるための各種サポートを実践
- ・ワークライフバランスの実現に資するべく休暇制度等を見直し

[健康で住みやすい社会の実現]

- ・R&D部門であるデザイナーフーズ株式会社、株式会社メディカル青果物研究所の専門的な知見を活かした、食と健康を繋ぐ新商品の研究開発、食育セミナーなどの啓蒙活動を継続
- ・各種のCSR活動を実施

④コーポレートガバナンスの充実

以下に掲げるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に則り、危機管理委員会のほか、コンプライアンス委員会、ハラスメント防止対策委員会等の各種委員会も充実させ、高度化する企業リスクに対応する体制としております。また、取締役の指名及び報酬にかかる手続きについて客観性・透明性を確保するための「指名報酬委員会」を設置するなど、コーポレートガバナンス・コードの遵守も概ね達成しております。

【ご参考】当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「効率的且つ健全な企業経営を可能にするシステム」との基本的認識から、コーポレートガバナンスの充実に従い、株主の権利を重視するとともに、社会的信頼に応えるため、取締役及び監査役制度を軸として、経営の健全性の維持と透明性を確保していく所存であります。経営効率を高めるためのより強固な組織体制と内部統制の仕組みを構築し、役職員全員が高い倫理観を維持するとともに企業内容の積極的な開示、経営の公正性、意思決定の迅速化に取り組みます。また、企業の永続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主を含めたすべてのステークホルダーとの円滑な関係を目指し、企業価値を高めてまいります。

また、当社は、日頃の業務を適正に運営するための指針として「行動指針」を制定しております。

⑤強固かつ健全な財務基盤の構築

徹底した原価低減、経費削減により収益体質の改善を進めております。引き続き青果物流通インフラの拡充を図る局面にある中、資金調達手段の多様化を図っており、2023年3月にはエア・ウォーター株式会社を引受先とする第三者割当増資を実施し、790,500千円を調達いたしました。なお、本第三者割当により調達する資金の具体的な使途として、センター・工場設備の拡充、2024年物流問題を踏まえた物流体制強化(車両購入)、B to C 事業及び研究開発部門の強化を予定しております。

今後も引き続き、直接金融・間接金融の適切なバランスを図りつつ、財務基盤及び事業基盤の強化を実現し、中長期的な企業価値の向上に繋げてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千 円)	40,413,389	31,725,670	39,788,128	47,925,283
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (千 円)	571,677	△1,467,329	△397,125	635,915
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千 円)	641,647	△1,031,777	△242,716	769,394
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△)(千円)	360,811	△953,290	△746,543	702,499
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△)(円)	24.46	△64.59	△50.57	47.25
総 資 産 (千円)	21,873,425	22,632,897	22,945,838	24,866,956
純 資 産 (千円)	8,023,027	7,116,785	6,236,870	7,715,691
1株当たり純資産額(円)	543.80	482.06	422.46	474.15

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しております。なお、適用にあたり収益認識基準等第84項の但書に定める経過的な取り扱いに従っておりますが、2022年3月期の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

(6) 親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
デリカフーズ株式会社	96,000千円	100%	青果物の加工及び販売
デザイナーフーズ株式会社	20,000千円	100%	食に関する機能性研究とコンサルティング
エフエスロジスティックス株式会社	82,000千円	100%	貨物自動車運送業
株式会社メディカル青果物研究所	24,000千円	100%	食品の成分分析
デリカフーズ長崎株式会社	10,000千円	100%	ミールキットの製造販売
楽彩株式会社	50,000千円	100%	ミールキット企画・販売 青果物通販、ECビジネス

(注) 当連結会計年度において、当社連結子会社であったデリカフーズ北海道㈱は、当社連結子会社であるデリカフーズ㈱を存続会社とする吸収合併により消滅しました。

また、当社連結子会社であった㈱青果日和研究所は、当社連結子会社である楽彩㈱を存続会社とする吸収合併により消滅しました。

③ 特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
デリカフーズ株式会社	東京都足立区六町四丁目12番12号	1,202,266千円	5,042,704千円

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社は持株会社として、子会社5社及び孫会社1社を統括・管理しております。当社グループの主要な事業は、以下のとおりです。

青果物事業においては、主にホール野菜の販売、カット野菜及びミールキットの製造及び販売を行っております。

物流事業においては、主に青果物等の食品配送サービスを行う物流事業を行っております。

研究開発・分析事業においては、食に関する商品開発コンサルティングサービス及び受託分析サービス等を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場 (2023年3月31日現在)

会社名	事業所名	所在地
デリカフーズ株式会社	東京事業所 (東京FSセンター)	東京都足立区
〃	神奈川事業所	神奈川県大和市
〃	西東京事業所	東京都昭島市
〃	仙台事業所	宮城県仙台市宮城野区
〃	愛知事業所	愛知県弥富市
〃	大阪事業所	大阪府茨木市
〃	兵庫事業所	兵庫県加古郡稲美町
〃	奈良事業所	奈良県磯城郡田原本町
〃	九州事業所	福岡県宗像市
〃	北海道事業所	北海道札幌市白石区
デリカフーズ長崎株式会社	本社事業所	長崎県諫早市

(9) 企業集団の使用人の状況 (2023年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
667名(2,133名)	16名増(295名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数です。
2. パート及び嘱託は()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	4,068,971千円
株式会社三菱UFJ銀行	2,690,577千円
株式会社みずほ銀行	1,835,049千円
株式会社三井住友銀行	1,281,070千円
株式会社埼玉りそな銀行	638,637千円
株式会社中京銀行	350,000千円

- (注) 1. 2023年3月31日現在の借入額が、2億円以上の金融機関を記載しております。
2. 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。
当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。
- | | |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 2,850,000千円 |
| 借入実行残高 | 2,200,000 〃 |
| 差引額 | 650,000千円 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、当社連結子会社であるデリカフーズ(株)が関西エリアの新工場(大阪FSセンター(仮称))建設の設備投資を行うことを承認決議し、5月16日に工事請負契約を締結しました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数及び株主数（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式総数 16,272,703株（自己株式99,297株を除く。）
- ③ 株主数 11,424名
- ④ 単元株式数 100株

(2) 大株主（上位10名）（2023年3月31日現在）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
館本 篤志	2,038,900株	12.53%
エア・ウォーター株式会社	1,719,400株	10.57%
館本 勲武	1,189,700株	7.31%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	935,300株	5.75%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	475,600株	2.92%
大崎 善保	385,900株	2.37%
S M B C日興証券株式会社	326,700株	2.01%
野村 五郎	189,800株	1.17%
丹羽 真清	185,500株	1.14%
デリカフーズグループ従業員持株会	182,100株	1.12%

(注)当社は、自己株式99,297株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大崎善保	デリカフーズ㈱ 取締役 ㈱メディカル青果物研究所 代表取締役社長 デリカフーズ長崎㈱ 取締役 楽彩㈱ 代表取締役社長 デザイナーフーズ㈱ 取締役
取締役会長	館本勲武	
取締役	小林憲司	デリカフーズ㈱ 代表取締役社長 楽彩㈱ 取締役
取締役	仲山紺之	デザイナーフーズ㈱ 監査役 楽彩㈱ 監査役 ㈱メディカル青果物研究所 監査役
取締役	尾崎弘之	国立大学法人神戸大学大学院 教授 ㈱パワーソリューションズ 取締役 監査等委員 文部科学省核融合科学技術委員会 委員 ㈱シマプンコーポレーション 社外取締役 フジッコ㈱ 企業価値判定委員
取締役	柴田美鈴	弁護士 日本女性法律家協会 副会長 SOMPOホールディングス㈱ 社外取締役 ㈱パイロットコーポレーション 社外取締役
常勤監査役	田井中俊行	デリカフーズ㈱ 監査役 エフエスロジスティックス㈱ 監査役 デリカフーズ長崎㈱ 監査役
監査役	森田雅也	公認会計士 りんく税理士法人 代表社員 ㈱リンクマネジメント 代表取締役 ジャニス工業㈱ 取締役 監査等委員
監査役	三島宏太	弁護士 愛知県弁護士会広報委員会 副委員長 ジャパンネクストリテイリング㈱ 社外取締役 ㈱コムテック 社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 柴田美鈴氏につきましては、職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は小山美鈴氏であります。
2. 田井中俊行氏は2022年6月22日開催の第19回定時株主総会において、監査役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 2022年6月22日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって、野村五郎氏は辞任により監査役を退任いたしました。
4. 取締役尾崎弘之氏及び柴田美鈴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査役森田雅也氏及び三島宏太氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 監査役森田雅也氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
大崎 善保	エフエスロジスティックス㈱取締役	—	2023年4月1日
小林 憲司	—	楽彩㈱取締役	2023年6月2日
仲山 紺之	エフエスロジスティックス㈱取締役	—	2023年6月2日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、決定方針の決定方法は、社外取締役及び社外監査役を含むメンバーで構成される指名報酬委員会の諮問を経て、取締役会の決議によることとしております。

当該決定方針は、「基本方針」、「基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）」、「業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）」、「金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針」及び「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」により構成されております。

「基本方針」においては、業績連動報酬制度の採用のほか、報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置づけ、報酬規範を規定しています。

「基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）」においては、業務執行取締役の報酬について、取締役としての役位、担当職務、業績、貢献度、在任年数及び同規模若しくは同業種の企業における報酬水準等を総合的に勘案し適正な金額となるよう算定すること及び、各取締役の担当職務の規模・責任やグル

一経営への影響の大きさに応じて設定する役割等級に応じた金額とすること等を定めております。

「業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）」においては、業績連動報酬等について、基本報酬（金銭報酬）に個別の取締役の前年度の実績、業績数値及び個人考課に応じて一定の範囲内で加算することで取締役個人の成果に報いること及び、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とすること等を定めております。

「金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針」においては、業務執行取締役の種類別の報酬割合は、役位、担当職務、業績、将来予測等を踏まえ、インセンティブとして最も適切な支給割合とすることを定めております。

「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」においては、取締役の個人別の報酬額の決定プロセス等について定めております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役が原案を作成し、取締役評価委員会及び指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め多角的に検討しており、代表取締役も基本的にその答申を尊重することとされておりますので、決定方針に沿うものと判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年6月29日開催の第2回定時株主総会において年額2億円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります（決議当時、社外取締役は選任されていません）。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第15回定時株主総会において、株式報酬の額を年額1千万円以内、株式数の上限を年16,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であります。

なお、監査役の金銭報酬の額は、2005年6月29日開催の第2回定時株主総会において年額5千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社では、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定に当たり、

a. 「役員能力評価」【評価割合3割】

経営理念・方針、経営能力、人財開発能力等につき、代表取締役を含む取締役間で相互評価

b. 「定量評価」【評価割合3割】

売上・経常利益予算に加え、内部関連項目への取り組み状況についても定量評価

c. 「役員執行評価」【評価割合4割】

各取締役の担当職務に応じた貢献度につき、代表取締役一任で評価の3項目からなる評価体系とし、評価項目・評価内容について各取締役に対

して開示も行うことで、公平性と透明性を確保しております。

上記の枠組みに基づき作成された原案については、社外取締役及び社外監査役を含むメンバーで構成される指名報酬委員会への諮問と答申の尊重を必須としていることから、取締役会はその評価内容につき、十分な妥当性があるものと判断しております。

④ 監査役の報酬等の額又は算定方法に係る決定方針

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役会において監査役の協議で決定しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	103,010 (5,150)	103,010 (5,150)	—	6 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	12,160 (4,500)	12,160 (4,500)	—	4 (2)

(注)1. 当社は非金銭報酬等として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする、譲渡制限付株式報酬を採用しており、その概要は以下のとおりであります。

① 譲渡制限期間

当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を割当を受けた日より30年間から35年間までの間で取締役会が予め定める期間とします。

② 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社のグループ会社の役員等の地位を退任又は退職した場合、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得しません。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中に継続して当社又は当社のグループ会社の役員等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社のグループ会社の役員等の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除します。

2. 上記の監査役の対象となる役員の員数並びに報酬等の総額及び基本報酬には2022年6月22日開催の第19回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役尾崎弘之氏の兼職先である国立大学法人神戸大学大学院、株式会社パワーソリューションズ、株式会社シマブンコーポレーション及びフジッコ株式会社と当社との間には重要な関係はありません。

社外取締役柴田美鈴氏の兼職先であるSOMPOホールディングス株式会社、株式会社パイロットコーポレーションと当社との間には重要な関係はありません。

社外監査役森田雅也氏の兼職先であるりんく税理士法人、株式会社リンクマネジメント及びジャニス工業株式会社と当社との間には重要な関係はありません。

社外監査役三島宏太氏の兼職先であるジャパンネクストリテイリング株式会社及び株式会社コムテックと当社との間には重要な関係はありません。

② 取締役会及び監査役会への出席状況及び主な活動状況（社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を含む）

区分	氏名	主な活動内容
社外取締役	尾崎 弘之	当事業年度開催の取締役会全16回の全てに出席しております。尾崎氏には、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、当該視点に基づく監督機能を果たすことを期待されております。 当事業年度においては、特に資本政策や業績評価に関する案件等で取締役会で積極的に発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
社外取締役	柴田 美鈴	当事業年度開催の取締役会全16回の全てに出席しております。柴田氏には、弁護士としての専門的見地から主に法務やコンプライアンスに関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、当該視点に基づく監督機能を果たすことを期待されております。 当事業年度においては、特に政策保有株式やBtoC事業に関する案件等で取締役会で積極的に発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
社外監査役	森田 雅也	当事業年度開催の取締役会全16回の全て、また監査役会全14回の全てに出席し、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から、主に経理・財務や税務についての発言を行っております。
社外監査役	三島 宏太	当事業年度開催の取締役会全16回の全て、また監査役会全14回の全てに出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地から主に法務やコンプライアンスについての発言を行っております。

③ 情報交換・認識共有に関する事項

当社の社外役員（社外取締役2名・社外監査役2名）は、それぞれの専門的知見を経営に活かすため、月に一度社外役員会議を開催し、情報の共有と意思疎通を図っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当連結会計年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該会計監査人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、事業年度ごとの監査報酬等の額のうち最も高い額に2を乗じた額を損害賠償責任の限度額とすることを定めております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務運営の適正化を確保するための基本方針として2006年5月の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」について下記のとおり決議し、運用しております。

① 内部統制基本方針

当社では、2005年8月に「デリカフーズグループ行動規範」、「企業行動憲章」を制定し、日頃の業務運営の指針としております。当社は、この指針に基づき、会社の業務の適正を確保する体制を整備し、当社の社会的使命を果たします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程、経理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理することとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は事業リスクを部門ごとに管理する危機管理委員会を主催し、取締役を危機管理委員会における「食品安全」、「物流安全」、「労務管理」、「労災事故対策」、「ITセキュリティ」、「経理財務」及び「人事採用」の各分科会の担当に任命し、体系的に管理しております。

また当社では、大規模自然災害の発生を想定したBCP（事業継続計画）を制定しており、不測の事態が発生した場合には代表取締役を中心とした対策本部を設置し、全役職員一体で危機管理及び被害防止に当たることになっております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。また、中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化・共有することによって効率的に職務の執行を行っております。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は担当取締役が統括します。担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に当社及び関係会社の全体的な会議（経営本会議）を開催しております。

関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」「企業行動憲章」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、担当取締役が統括管理しております。担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会及び経営本会議において報告しております。

また取締役会及び経営会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

⑥ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を確立しております。

取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の職務執行状況の相互チェックを行っており、各監査役は取締役会への出席を通じ取締役会付議事項や決議プロセスについて監督しております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はありませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することといたします。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役監査基準」に基づき監査役に報告することになっております。

また、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしております。なお前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役のうち半数以上を社外監査役とし、独立性を強化しております。監査役は、定期的に監査役会を開催し、監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、代表取締役、内部監査室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換しております。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務運営の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当事業年度に開催された取締役会議事録及び添付書類は施錠管理された場所適切に保管しております。
- ・監査役による取締役会議事録及び添付書類の保管状況のチェックが定期的実施され、安全かつ適切に管理されていることが確認されました。

- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・事業リスクを部門ごとに管理するため「危機管理委員会」、「全国管理部門会議」等の会議体を年複数回開催し、リスクの洗い出しと早期対応を進めております。
- ・災害発生時の人的損失を最小限に抑えるため、全ての事業所で定期的に避難訓練を実施しております。

- ・ B C P（事業継続計画）に基づく従業員の安否確認テストを実施したほか、基幹システムのバックアップ体制の整備を行っております。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社取締役会に出席し、意見を述べる権利を、執行役員やグループ会社の代表取締役に付与することで、取締役の負担を軽減し、管掌業務の執行に専念することができる体制を整えております。
 - ・ 取締役会の開催にあたり、事務局が議案の取りまとめや資料の整理を行っており、円滑で効率的な議事運営が可能になっております。
- ④ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社グループ各社の取締役及び幹部従業員で構成される「経営本会議」を月1回開催し、業務報告及び情報共有を行っております。
 - ・ 当社内部監査室が当社グループの全ての会社の内部監査を担当しており、全ての監査結果は当社代表取締役、社外役員を含む取締役及び監査役に報告され情報共有されております。
- ⑤ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社グループに在籍する全ての役職員を対象とした内部通報制度を導入し、逐次情報が提供される体制を構築しております。
 - ・ 毎月開催される経営本会議では、法務担当部門から法令への適合状況が報告されております。
 - ・ 社外取締役を含む取締役及び担当部門長から成るコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制の自己評価を行っております。
 - ・ 全ての役職員に対してコンプライアンス研修を実施しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役から当該要求がなされた事例はありませんが、使用人を置くことを求められた場合には、組織図上監査役会直属とすることを検討いたします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 内部通報制度を利用して報告がなされた場合、受付担当部門は内容を判断のうえ、監査役にも報告することがあります。また当該通報者に対しては、内部通報規程により一切の不利益な取り扱いが禁止されております。
 - ・ 当社では毎月1回社外監査役・社外取締役による社外役員会議が開催されています。常勤監査役は、このような場を利用して社外監査役に対して連絡・相談を行っております。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は定期的に内部監査室又は会計監査人と会合を開催しております。
 - ・監査役の監査費用は、請求に基づき速やかに処理しております。
- (3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 基本的な考え方
- 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為は行わないことを基本方針としております。
- ② 整備状況
- 「反社会的勢力に対する宣言文」を取締役会で決議、公表するとともに全役職員への周知徹底に努めております。また、総務部門を対応窓口として、対応マニュアルの整備、社内勉強会等を行っているほか、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)等の暴追センターへの加盟、弁護士、所轄警察署等の社外専門家や関係機関等と連携して積極的な情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合の相談体制を整備しております。
- (4) 株式会社の支配に関する基本方針
- 当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。
- 一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向を見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。
- (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針
- 当社は、株主の皆様への利益還元策として、配当による成果の配分を重要視しており、収益力強化による配当原資の確保を図りながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。
- 当社は、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、原則として、株主総会の決議による期末配当をもって剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。
- 当事業年度の配当は、当社普通株式1株につき金8円とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
[流 動 資 産]	11,485,365	[流 動 負 債]	8,919,652
現金及び預金	5,500,838	買 掛 金	2,601,435
売 掛 金	5,184,204	短 期 借 入 金	2,200,000
商品及び製品	262,790	1年内返済予定の長期借入金	1,591,384
仕 掛 品	15,446	リ ー ス 債 務	126,689
原材料及び貯蔵品	179,867	未 払 法 人 税 等	210,519
そ の 他	344,266	未 払 金	1,924,652
貸倒引当金	△2,049	未 払 費 用	78,395
[固 定 資 産]	13,381,590	賞 与 引 当 金	145,022
(有形固定資産)	12,072,915	そ の 他	41,553
建物及び構築物	6,114,488	[固 定 負 債]	8,231,612
機械装置及び運搬具	1,512,487	長 期 借 入 金	7,412,920
土 地	3,914,760	リ ー ス 債 務	276,948
リ ー ス 資 産	363,611	退職給付に係る負債	179,433
建設仮勘定	23,646	資 産 除 去 債 務	331,072
そ の 他	143,921	そ の 他	31,237
(無形固定資産)	75,199	負 債 合 計	17,151,264
そ の 他	75,199	純 資 産 の 部	
(投資その他の資産)	1,233,475	[株 主 資 本]	7,543,018
投資有価証券	581,655	(資本金)	1,772,363
長期貸付金	197,663	(資本剰余金)	2,569,535
投資不動産	119,320	(利益剰余金)	3,223,768
繰延税金資産	56,789	(自己株式)	△22,648
そ の 他	279,713	[その他の包括利益累計額]	172,672
貸倒引当金	△1,667	その他有価証券評価差額金	170,251
資 産 合 計	24,866,956	退職給付に係る調整累計額	2,420
		純 資 産 合 計	7,715,691
		負債及び純資産合計	24,866,956

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	47,925,283
売上原価	36,220,303
売上総利益	11,704,980
販売費及び一般管理費	11,069,064
営業利益	635,915
営業外収益	
受取利息	2,079
受取配当金	4,469
物品売却益	23,104
助成金収入	50,012
受取貸借料	46,024
受取補償金	26,200
その他	34,061
営業外費用	
支払利息	38,216
株式交付費	6,495
その他	7,761
経常利益	769,394
特別利益	
固定資産売却益	1,354
補助金収入	117,409
受取保険金	15,800
その他	5
特別損失	
減損損失	33,088
固定資産売却損	359
固定資産除却損	17,581
固定資産圧縮損	111,960
その他	2,341
税金等調整前当期純利益	738,631
法人税、住民税及び事業税	231,442
法人税等調整額	195,311
当期純利益	702,499
親会社株主に帰属する当期純利益	702,499

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,377,113	2,171,446	2,595,085	△24,808	6,118,837
当期変動額					
新株の発行	395,250	395,250			790,500
剰余金の配当			△73,816		△73,816
親会社株主に帰属する 当期純利益			702,499		702,499
自己株式の処分		2,839		2,159	4,998
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	395,250	398,089	628,682	2,159	1,424,181
当期末残高	1,772,363	2,569,535	3,223,768	△22,648	7,543,018

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	122,255	△4,221	118,033	6,236,870
当期変動額				
新株の発行				790,500
剰余金の配当				△73,816
親会社株主に帰属する 当期純利益				702,499
自己株式の処分				4,998
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	47,996	6,642	54,639	54,639
当期変動額合計	47,996	6,642	54,639	1,478,820
当期末残高	170,251	2,420	172,672	7,715,691

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
[流 動 資 産]	2,236,541	[流 動 負 債]	107,900
現金及び預金	1,486,100	未 払 金	62,178
前 払 費 用	16,736	リ ー ス 債 務	1,761
関係会社短期貸付金	722,999	未 払 費 用	11,312
そ の 他	10,703	未 払 法 人 税 等	15,996
[固 定 資 産]	2,806,163	預 り 金	9,392
(有形固定資産)	232,585	賞 与 引 当 金	7,260
建物及び構築物	6,498	[固 定 負 債]	20,798
車 両 運 搬 具	0	リ ー ス 債 務	4,449
工具、器具及び備品	2,977	退 職 給 付 引 当 金	16,349
土 地	217,461	負 債 合 計	128,699
リ ー ス 資 産	5,647	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	11,105	[株 主 資 本]	4,910,520
ソフトウエア	10,126	(資本金)	1,772,363
商 標 権	979	(資本剰余金)	2,569,535
(投資その他の資産)	2,562,471	資 本 準 備 金	2,103,850
投資有価証券	14,617	そ の 他 資 本 剰 余 金	465,685
関係会社株式	1,307,025	(利益剰余金)	591,269
関係会社長期貸付金	1,230,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	591,269
出 資 金	18	繰越利益剰余金	591,269
繰延税金資産	10,685	(自己株式)	△22,648
そ の 他	125	[評 価 ・ 換 算 差 額 等]	3,484
資 産 合 計	5,042,704	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,484
		純 資 産 合 計	4,914,004
		負債及び純資産合計	5,042,704

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		658,816
営業費用 販売費及び一般管理費	557,166	557,166
営業利益		101,649
営業外収益		
受取利息	5,043	
受取配当金	220	
固定資産賃貸料	2,376	
業務受託手数料	1,200	
その他	521	9,362
営業外費用		
株式交付費	6,495	
その他	616	7,112
経常利益		103,900
特別損失		
関係会社株式評価損	129,999	129,999
税引前当期純損失		26,099
法人税、住民税及び事業税	33,609	
法人税等調整額	△2,117	31,491
当期純損失		57,591

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,377,113	1,708,600	462,846	2,171,446	722,677	722,677
当期変動額						
新株の発行	395,250	395,250		395,250		
剰余金の配当					△73,816	△73,816
当期純損失					△57,591	△57,591
自己株式の処分			2,839	2,839		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	395,250	395,250	2,839	398,089	△131,408	△131,408
当期末残高	1,772,363	2,103,850	465,685	2,569,535	591,269	591,269

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△24,808	4,246,429	1,879	1,879	4,248,308
当期変動額					
新株の発行		790,500			790,500
剰余金の配当		△73,816			△73,816
当期純損失		△57,591			△57,591
自己株式の処分	2,159	4,998			4,998
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			1,604	1,604	1,604
当期変動額合計	2,159	664,090	1,604	1,604	665,695
当期末残高	△22,648	4,910,520	3,484	3,484	4,914,004

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年 5月26日

デリカフーズホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 神 山 俊 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 木 崇 央
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、デリカフーズホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デリカフーズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年 5月26日

デリカフーズホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 神 山 俊 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 木 崇 央
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、デリカフーズホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

デリカフーズホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	田井中 俊 行
社外監査役	森 田 雅 也
社外監査役	三 島 宏 太

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第20期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき、金8円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、130,181,624円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

今後の更なる経営基盤の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の拡充・強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び取締役候補者とした理由
いちの まりこ 市野 真理子 (1966年7月27日)	1989年4月 泉万醸造(株) 入社 1995年6月 (有)ニューラム 入社 1999年11月 デザイナーフーズ(株) 入社 2014年3月 デザイナーフーズ(株) 取締役 2016年4月 (株)メディカル青果物研究所 代表取締役社長 2020年4月 デザイナーフーズ(株) 代表取締役社長 (現任) 2022年9月 デリカフーズホールディングス (株)執行役員 (現任)
所有株式数 53,981株	[取締役候補者とした理由] 市野真理子氏は、1999年のデザイナーフーズ(株)入社以来、(株)メディカル青果物研究所、デザイナーフーズ(株)の代表取締役社長を歴任し、グループのR&D部門を牽引。その後、グループの品質管理部門の担当役員として、品質管理の徹底とルールの浸透に尽力し成果をあげており、今後の当社グループの経営においても主導的な役割を果たすことができる人材と判断しております。

- (注) 1. 市野真理子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

(ご参考)

①取締役・監査役候補者の指名の方針及び手続き

取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、社内外から幅広く候補者を選し、優れた人格・見識と高い経営能力を有すると見込まれる候補者として取締役会で決定しております。特に社外取締役は、経営に対する理解、豊富な実務経験を活かした経営全般にわたる監督機能を、また社外監査役は、高い専門性と独立性を活かした監査機能を通じて、取締役会の透明性を高めるとともに、専門的かつ客観的な視点からその役割・責務を果たすことができ、企業価値の向上に貢献できる方を指名しております。

②社外役員の独立性判断基準及び資質について

当社では、有価証券上場規程（東京証券取引所）第436条の2に規定する独立役員であること、すなわち、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者）であり、会社経営等における豊富な経験と高い見識を有する者を社外役員として選任することとしております。

③スキル・マトリックス

当社は、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上には取締役会を構成する各取締役の専門的知識や経験がバランスよく備えられていることが重要であると認識しております。この考え方のもと、取締役会が備えるべきスキルを明確化したスキル・マトリックスを作成し、多様性とバランスの確保に努めております。

スキル・マトリックスで表すスキル項目については、取締役会に求められる役割、今後の経営戦略や当社グループの持つ事業特性等を勘案して選定しております。また各スキルの有無の判断は、スキルを有すると判断するに足る高度な見識や高い実績を有するか否かを目安としております。

なお第2号議案を原案どおりご承認いただいた場合の各取締役のスキルは以下のとおりです。

【スキルマトリックス：当社が特に専門性の発揮を期待する分野】

役職	氏名	社内・社外	性別	在任年数(現職)	専門性と経験							
					企業経営	財務・会計	法務・リスク管理	人事・労務	営業マーケティング	生産品質管理	R&D「農」と「健康」	異業種知見
代表取締役社長	大崎 善保	社内	男性	6年	●	●	●	●	●	●	●	
取締役会長	舘本 勲武	社内	男性	10年	●				●	●	●	
取締役	小林 憲司	社内	男性	7年	●				●			
取締役	仲山 紺之	社内	男性	3年		●	●					●
取締役	市野 真理子	社内	女性	新任	●			●		●	●	
取締役	尾崎 弘之	社外	男性	8年		●			●		●	●
取締役	柴田 美鈴	社外	女性	6年			●	●				●
監査役	田井中 俊行	社内	男性	1年	●		●		●	●	●	
監査役	森田 雅也	社外	男性	7年		●						●
監査役	三島 宏太	社外	男性	6年			●	●				●

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である仰星監査法人は、本総会終結のときをもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の決定に基づいております。

監査役会が南青山監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性及び専門性、監査の実施状況、品質管理体制、監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社がこの先事業拡大を図っていく中、新たな視点で効率的かつ効果的な監査業務の運営が期待できると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

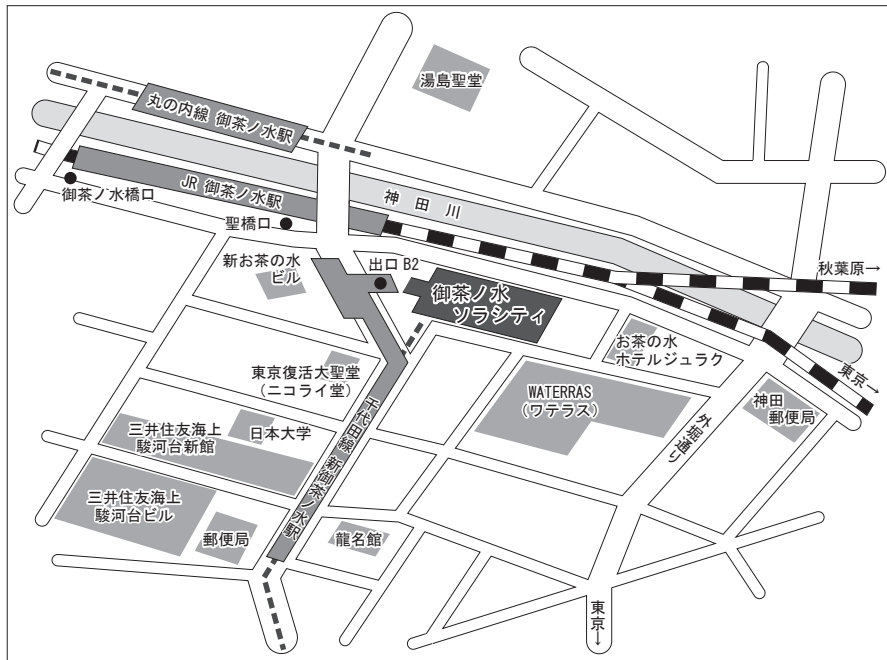
名 称	南青山監査法人
主たる事務所の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目11番2号オランダヒルズ森タワー16階
沿 革	2019年11月 南青山監査法人設立
概 要	出資金 6百万円
	構成人員 社員 6名
	公認会計士 26名
	その他 5名
	合計 37名
	関与会社数 42社

(注) 南青山監査法人が選任された場合、当社と同法人は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番
御茶ノ水 ソラシティカンファレンスセンター 2階
sola city Hall (ソラシティ ホール)
電話 03-6206-4855
受付開始時間は午前9時30分を予定しております。



(交通アクセス)

- ・JR中央線・総武線御茶ノ水駅聖橋口徒歩1分
- ・地下鉄千代田線新御茶ノ水駅出口B2直通

(ご案内)

○当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○株主総会は今回で20回を迎えますので、その記念といたしまして、ご来場いただいた株主様に、心ばかりではありますがお土産をお渡ししたいと存じます。なお、大変申し訳ございませんが、お土産が冷凍品であることもあり、総会終了時にお一人様1つずつのお渡しとさせていただきます。株主様のご来場を心からお待ちしております。

電子提供措置の開始日2023年6月1日

株 主 各 位

第20回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

デリカフーズホールディングス株式会社

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	6社
連結子会社の名称	デリカフーズ㈱、㈱メディカル青果物研究所 デザイナフーズ㈱、エフエスロジスティックス㈱ デリカフーズ長崎㈱、楽彩㈱

当連結会計年度において、当社連結子会社であったデリカフーズ北海道㈱は、当社連結子会社であるデリカフーズ㈱を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、当社連結子会社であった㈱青果日和研究所は、当社連結子会社である楽彩㈱を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

総平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～43年

機械装置及び運搬具 2年～11年

その他 2年～15年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

青果物事業

青果物事業においては、主にホール野菜の販売、カット野菜及びミールキットの製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。商品又は製品の販売については、商品又は製品の引渡時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得することにより履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

物流事業

物流事業においては、主に青果物等の食品配送サービスを提供しており、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該サービスの提供については役務の提供完了により履行義務が充足されると判断し、役務提供完了時点で収益を認識しております。

研究開発・分析事業

研究開発・分析事業では、食に関する商品開発コンサルティングサービス及び受託分析サービス等を提供しており、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該サービス提供に関しては契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断し、履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

② 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

[会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更]

「時価の算定に関する会計基準」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 56,789千円

なお、上記繰延税金資産は納税主体ごとの相殺後の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち、将来の税負担を軽減する効果を有すると認められる範囲内で計上しております。

将来の税負担を軽減する効果を有すると認められるどうかの判断においては、将来の課税所得の発生時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来課税所得の発生額の見積りは、経営者が作成した事業計画を基礎としており、新型コロナウイルス感染症については第5類への移行等に伴い、社会活動が正常化すると仮定を用いております。

なお、当該見積りは不確実性を伴うため、翌連結会計年度の連結計算書類において、経営環境の著しい変化等があった場合には、繰延税金資産、繰延税金負債及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 12,072,915千円

無形固定資産 75,199千円

減損損失 33,088千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、減損の兆候がある資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画及び過去の業績等に基づき算出しており、新型コロナウイルス感染症については第5類への移行等に伴い、社会活動が正常化すると仮定を用いております。

なお、当該見積りは不確実性を伴うため、経営環境の著しい変化等があった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失を計上する可能性があります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保資産

短期借入金450,000千円及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金150,008千円を含む）541,642千円の担保に供しているものは次のとおりであります。

建物及び構築物	1,075,953千円
土地	2,286,299 〃
計	3,362,252千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,508,560千円

3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 国庫補助金等による圧縮記帳額（直接減額方式）

建物及び構築物	957,934千円
機械装置及び運搬具	484,543 〃
その他	3,133 〃

5. 当座貸越契約

連結子会社（デリカフーズ㈱）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,850,000千円
借入実行残高	2,200,000 〃
差引額	650,000千円

6. 財務制限条項

当連結会計年度末の借入金のうち、1,432,119千円には、連結又は連結子会社の貸借対照表の純資産の部や、損益計算書の経常損益等に係る財務制限条項が付されております。

なお、前連結会計年度末において、財務制限条項に抵触することとなりましたが、借入先の金融機関から期限の利益の喪失に係る権利を行使しないことについての合意を得ております。

[連結損益計算書に関する注記]

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失 (千円)
事業用資産	楽彩㈱ (東京都足立区)	有形固定資産 その他	1,836
		無形固定資産 その他	31,251
合 計			33,088

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の事業単位を基準としてグルーピングを行っており、賃貸用不動産及び遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記事業用資産については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、有形固定資産は備忘価額、無形固定資産は零としております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,872,000	1,500,000	—	16,372,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加：1,500,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	108,764	—	9,467	99,297

(変動事由の概要)

減少の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少：9,467株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	73,816	5.00	2022年3月31日	2022年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	130,181	8.00	2023年3月31日	2023年6月23日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全資産に限定し、また、資金調達については運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。加えて、主にカット野菜の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主にその他有価証券に区分される株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、原則として1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理実施要領に従い、営業債権について、営業グループと管理グループが連携して、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

デリバティブ取引の利用については、取引相手先を格付けの高い金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、長期借入金の金利変動リスクを回避するため、原則として固定金利による借入を実施しておりますが、一部の長期借入金については変動金利による借入を実施しているため、支払金利の変動リスクを抑制するため金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理要領に従い取引権限や限度額を設定し、取引実行後は経理部門内においてデリバティブ取引の残高状況等を把握し管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理グループが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額10,100千円)は、「その他有価証券」には含めておりません。

また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	571,555	571,555	—
資産計	571,555	571,555	—
長期借入金(※1)	9,004,304	8,899,717	△104,586
負債計	9,004,304	8,899,717	△104,586
デリバティブ取引(※2)	(1,411)	(1,411)	—

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券 株式	571,555	—	—	571,555
資産計	571,555	—	—	571,555
デリバティブ取引				
金利関連	—	1,411	—	1,411
負債計	—	1,411	—	1,411

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	8,899,717	—	8,899,717
負債計	—	8,899,717	—	8,899,717

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

店頭取引のデリバティブについては取引金融機関より提示された時価によっており、金利等のインプットを用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定されており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

[賃貸等不動産に関する注記]

重要性が乏しいため記載を省略しております。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、青果物事業、物流事業及び研究開発・分析事業を営んでおり、各事業の売上高は、青果物事業47,348,230千円、物流事業488,805千円及び研究開発・分析事業88,247千円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	474円	15銭
1株当たり当期純利益	47円	25銭

[重要な後発事象に関する注記]

重要な設備投資

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、当社連結子会社であるデリカフーズ㈱が新工場建設の設備投資を行うことを承認決議し、5月16日に工事請負契約を締結しました。

(1) 設備投資の目的

当社グループの中期経営計画「Transformation 2024」における基本方針の一つである「青果物流通インフラの構築」に基づき、既存エリアでの需要逼迫や空白エリアでの拠点新設を目的とした拠点増設を進めるため、当社連結子会社であるデリカフーズ㈱において、関西エリアの新工場（大阪FSセンター（仮称））を建設することを決議いたしました。

(2) 設備投資の内容

名称：デリカフーズ㈱ 大阪事業所
大阪FSセンター（仮称）
建設予定地：大阪府茨木市
投資予定額：約4,100百万円

(3) 設備の導入時期

着工：2023年5月
竣工予定：2024年3月

(4) 当該設備が営業・生産活動に及ぼす重要な影響

当該設備投資による2024年3月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 12年～43年
車両運搬具 3年
工具、器具及び備品 2年～13年
また、2007年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- ② 無形固定資産
定額法によっております。
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は持株会社としてグループ会社の株式を所有し、グループ会社の経営戦略の策定、経営管理及びそれに付帯するサービスを行っており、関係会社との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。

このため、当社の収益は子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。

経営指導料については、経営指導サービスは一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、サービスの提供期間に応じて均等按分し収益を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表における会計処理の方法と異なっております。

② 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

[会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更]

「時価の算定に関する会計基準」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,307,025千円
関係会社短期貸付金	722,999千円
関係会社長期貸付金	1,230,000千円
関係会社株式評価損	129,999千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、市場価格のない株式であり関係会社の財政状態の悪化により実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合に、実質価額が将来の利益計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き、貸借対照表価額を相当額減額することとしており、当該減少額を関係会社株式評価損として特別損失に計上しております。

また、関係会社貸付金については、財政状態及び経営成績の悪化等により債権の実質価額の減少が認められた場合に、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を貸倒引当金として計上することとしております。

関係会社投融資の評価は、関係会社の事業計画に基づく将来売上予測及び営業利益予測等に基づいて検討を行っており、新型コロナウイルス感染症については第5類への移行等に伴い、社会活動が正常化するとの仮定を用いております。

なお、当該見積りは不確実性を伴うため、経営環境の著しい変化があった場合には、翌事業年度において関係会社投融資に関連する損失の計上が必要となる可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 33,093千円

2. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金及びリース債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

デリカフーズ㈱	5,822,718千円
デリカフーズ長崎㈱	380,132千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	4,498千円
短期金銭債務	5,790千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	営業取引による取引高	
	営業収益	658,816千円
	販売費及び一般管理費	39,850千円
	営業取引以外の取引による取引高	7,892千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	14,872,000	1,500,000	—	16,372,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加：1,500,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	108,764	—	9,467	99,297

(変動事由の概要)

減少の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少：9,467株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	40,801千円
退職給付引当金	5,006 "
未払事業税	4,430 "
その他	2,933 "
繰延税金資産小計	53,171千円
評価性引当額	△40,948 "
繰延税金資産合計	12,222千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,537千円
繰延税金負債合計	△1,537千円

繰延税金資産純額 10,685千円

[関連当事者との取引に関する注記]
 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	デリカフーズ㈱	(所有) 直接100.0	役務の提供 資金の貸付 債務の保証 役員の兼任	経営指導料 (注1)	577,800	—	—
				資金の貸付 (注1)	—	関係会社 短期貸付金	272,999
						関係会社 長期貸付金	930,000
債務保証 (注2)	5,822,718	—	—				
子会社	エフエスロジス ティックス㈱	(所有) 直接100.0	役務の提供 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 短期貸付金	100,000
						関係会社 長期貸付金	100,000
子会社	デリカフーズ長 崎㈱	(所有) 間接100.0	資金の貸付 債務の保証 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 短期貸付金	350,000
				債務保証 (注2)	380,132	—	—
子会社	薬彩㈱	(所有) 直接100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	200,000	関係会社 長期貸付金	200,000

- (注) 1. 取引条件については、両者協議のうえ、決定しております。
 2. 金融機関からの借入金に対して債務保証をしており、取引金額は期末時点の保証残高であります。

[収益認識に関する注記]

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 301円 98銭
 1株当たり当期純損失 3円 87銭